平成２６年（フ）第２９７号
愛媛県松山市土手内134番地18
債務者　藤岡　一公
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２９８号
愛媛県松山市土手内134番地18
債務者　藤岡　ゆり
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３００号
愛媛県松山市久万ノ台乙244番地１　久万ノ台スカイマンション201号
債務者　作道　良子
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３０３号
愛媛県東温市牛渕1957番地１　県営牛渕団地3846号
債務者　福田　光子
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３１３号
愛媛県松山市歩行町１丁目13番地３　御宝ハイツ405号
債務者　陰地　浩
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
松山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４６５号
北九州市小倉南区北方３丁目34番10号　勝山荘７
債務者　伊藤　義治
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５７０号
熊本市北区清水新地２丁目４番８号
債務者　野中　順子
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２７７号
宮崎市大字本郷南方2722番地　ジャン・ハッピネスＡ棟102号
債務者　福田　沙織（旧姓中原）
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２８１号
宮崎市桜町20番地３　コンフォート桜302号、前住所宮崎市花ケ島町入道2225番地１　サントノーレ神宮外苑601号
債務者　石川　努
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２９４号
鹿児島県鹿児島市南林寺町６番20号　中原ビル302号
債務者　吉留キヌヨ
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３２８号
鹿児島県いちき串木野市東島平町528番地
債務者　中原　久信
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３４０号
鹿児島県鹿児島市犬迫町7931番地１　ホームつわぶき
債務者　中城　廣明
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第３５８号
鹿児島県鹿児島市武岡３丁目４番地10　セジュール102号
債務者　赤崎　千草
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１２４号
鹿児島県志布志市志布志町志布志１丁目19番１号
債務者　外西　瑠美
1　決定年月日時　平成26年11月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２６年（フ）第１０５号
愛知県一宮市小信中島字柳枯草場999―２、住民票上の住所茨城県牛久市城中町1963番地15
債務者　山川　厚生
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１０６号
茨城県牛久市城中町1963番地15、前住所茨城県牛久市さくら台３丁目11番地３
債務者　山川　京子
1　決定年月日時　平成26年11月14日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係